

平成十九年十月二日受領
答弁第三八号

内閣衆質一六八第三八号

平成十九年十月二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出米空母「キティーホーク」への自衛隊補給艦「ときわ」からの間接給油に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出米空母「キティーホーク」への自衛隊補給艦「ときわ」からの間接給油に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のNPO法人が入手したとされる文書に係る事項については、米側に照会を行ったところである。
三及び四について

平成十五年二月二十五日に海上自衛隊の補給艦「ときわ」が米補給艦に補給した給油量については、防衛省において事実関係の調査を行ったところ、これまで約二十万ガロンと説明してきていた数字が、実際には約八十万ガロンであることが判明している。

一方、米空母「キティーホーク」が平成十五年二月二十五日に不朽の自由作戦に従事していたことについては、同年五月、米側に確認している。また、このときの給油により海上自衛隊から米側に提供された燃料についても、同月、米側に確認したところ、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法

律第百十三号)の趣旨と目的に外れて使用されたことはなく、今後とも使用することはあり得ない旨の回答を得ており、防衛省による今般の給油量の訂正の発表により、この回答に変更が生じるものではないと認識している。